

平成 17 年 11 月 22 日

各 位

株式会社ライブドア
代表取締役社長兼最高経営責任者 堀 江 貴 文
(証券コード 4753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 熊 谷 史 人
(TEL 03 5788 4753)

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 22 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20、商法第 280 条の 21 の規定および平成 16 年 12 月 26 日開催の当社株主総会の決議に基づき、第 5 回新株予約権の割当対象者および割当数を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることとともに優秀な人材を確保するため。

2. 新株予約権の発行日 平成 17 年 11 月 30 日

3. 新株予約権の総数 6,000,000 個

4. 新株予約権の発行価額 無償

5. 新株予約権の行使時に
払込をすべき金額 未定(注)1

6. 新株予約権の行使により発行
する株式の発行価額の総額 未定(注)2

7. 新株予約権の目的たる株式の総数 6,000,000 株

8. 新株予約権の行使期間 平成 18 年 12 月 27 日から平成 20 年 12 月 26 日まで

9. 新株予約権の行使時の資本組入額 未定(注)3

10. 新株予約権の割当対象者および割当数

割当対象者	人数	割当数
当社取締役	5 名	1,125,813 個
当社監査役	3 名	144,700 個
当社従業員	910 名	4,540,406 個
国内子会社取締役	7 名	135,468 個
国内子会社監査役	1 名	5,000 個
国内子会社従業員	14 名	26,113 個
海外子会社社長	1 名	5,000 個

海外子会社社長	1名	2,500個
社外協力者	3名	15,000個
合計	945名	6,000,000個

(注) 1 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当りの金額（以下「払込金額」という。）は、新株予約権発行の日の属する週の前週各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値を金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく新株引受権付社債に付された新株引受権および平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 発行価額の総額は平成17年11月30日に決定いたします。
- 資本組入額は、平成17年11月30日に決定する発行価格（発行価格は(注)1に定める「払込価額」とする。）に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

以上